

●広島市地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」のご利用にあたって●

広島市地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」は、地域活動を行うための基盤として、情報発信や情報共有、意見交換のための基本的な機能をみなさんに提供するものです。みなさんには積極的に活用いただき、地域活動の活性化に役立てていただきたいと思います。

「こむねっとひろしま」はみなさんでご利用いただくものですので、各自で責任のある利用をお願いしますとともに、ほかの人に迷惑をかけないなど、以下に挙げる基本的なルールを守っていただく必要があります。

広島市地域ポータルサイト
ご利用にあたっての**7つの心得**

- **法律等に違反する行為はしない**ようにしてください。
- **専ら営利目的での利用はしない**ようにしてください。
- **政治的及び宗教的な目的での利用はしない**ようにしてください。
- 「こむねっとひろしま」で提供される情報は、**ご自身の判断でご利用ください**。万が一、社会の安全を乱すような情報、犯罪・不法行為・人権侵害に関わる情報、誤解・偏見をもたらす情報、精神的・肉体的危害を与えるような情報などの**有害な情報が掲載されている場合は、管理者（各地域のホームページの管理者又は広島市市民活動推進課）までご連絡ください**。（ただし、団体の活動内容に関する事など、市が直接指導等することができない場合は、市民活動推進課が対応できないこともあります。）
- ご使用になるコンピュータには、**ウイルス対策ソフトなど必要なセキュリティ対策を行ってください**。
- 「こむねっとひろしま」の中には、利用いただくにあたり、お名前、メールアドレス等の個人情報を事前に登録していただく必要があります。**登録にあたっては、ご本人の正確な情報を登録してください**。
- **他の利用者に迷惑をかける利用や不快感を与えるような利用は行わない**てください。例えば、「こむねっとひろしま」の中には、地域のホームページの会員専用ページなどに個人情報が掲載されていることがありますが、この個人情報を**本人の同意を得ることなく他人に教えたりしない**ようにしてください。

以下に詳細な利用要領を定めておりますので、ご確認ください。

広島市地域ポータルサイト利用要領

平成18年1月15日施行

平成19年2月13日改正

平成20年4月1日改正

平成26年3月27日改正

令和5年4月1日改正

令和6年5月21日改正

(利用要領)

第1条 この利用要領は、広島市地域ポータルサイトの管理等に関する要綱（以下「要綱」という。）及び広島市地域ポータルサイトの管理及び運営に関する要領（以下「要領」という。）に基づき、広島市地域ポータルサイト（以下「地域ポータルサイト」という。）を利用する全ての者（以下「利用者」という。）の責務及び遵守しなければならない事項を定めるものです。

(利用要領の承認)

第2条 利用者は、本利用要領を承認した上で、利用者の責任において利用するものとします。

2 利用者は、本利用要領を承認したものとします。

(利用要領の変更)

第3条 地域ポータルサイトの管理運営上必要があるときは、予告なく、この利用要領を変更することがあります。この場合の利用条件は、変更後の利用要領によります。

2 変更後の利用要領については、公開した時点から、効力を生じるものとします。

(運営管理者からの通知)

第4条 地域ポータルサイトの運営管理者（以下「運営管理者」という。）は、広島市市民局市民活動推進課長を充てることとし、地域ポータルサイトの利用に関する必要な事項について、ホームページ上での公開その他適当と判断する方法により、利用者に対し随時通知をします。

2 前項の通知は、運営管理者が当該通知の内容を公開した時点から効力を生じるものとします。

(利用者登録)

第5条 利用者が、地域ポータルサイトの地域のホームページ（以下「地域のホームページ」という。）に登録者として情報の書込みを行う場合、所定の登録が必要です。登録にあたっては、最新かつ正確な情報を登録しなければいけません。

- 2 登録内容に変更がある場合や、利用をやめる場合は、速やかに所定の変更手続きを行ってください。
- 3 地域のホームページに登録者として情報の書込みを行う場合の登録は、当該団体の代表者又は地域のホームページの管理者（登録責任者・登録副責任者）に利用者登録書（様式1-3）を提出してください（地域のホームページによっては、ホームページから申込みができる場合があります。）。登録内容に変更がある場合や、利用をやめる場合は、利用者登録変更・削除届（様式2-3）を運営管理者に直接提出してください。
- 4 運営管理者は、利用者が登録した連絡先（電子メールアドレス）に連絡がとれなくなった場合、利用をやめられたものとして処理することがあります。

（利用者登録情報の管理）

第6条 運営管理者は、利用者の登録内容その他利用者に関する情報を収集する際には、その使用目的を明確にし、目的外の使用は行いません。

- 2 運営管理者は、利用者の登録内容その他利用者に関する情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の趣旨に基づき、厳重に管理します。

（利用者が管理する情報）

第7条 利用者が、地域のホームページに情報の書込みを行う場合は、ID及びパスワードを用います。ID及びパスワードの管理は、当該利用者の責任において行ってください。

- 2 利用者がID及びパスワードを忘れた場合や、第三者に知られた場合、第三者に不正利用された場合は、速やかに運営管理者に届け出てください。

（利用者の禁止行為）

第8条 利用者は、情報提供をはじめとして地域ポータルサイトを利用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければいけません。

- (1) 他者へのなりすまし行為をしないこと。
- (2) 運営管理者から交付されたIDやパスワードの使用を第三者に許諾しないこと。
- (3) 虚偽又はその恐れがある情報の提供をしないこと。
- (4) 個人や団体を差別・誹謗中傷する情報や、わいせつな情報、児童等の虐待につながる又はその恐れのある情報など、公序良俗に反する又はその恐れのある情報の提供をしないこと。
- (5) 著しく品位を欠く言い争いやののしりあいをしてしないこと。
- (6) いやがらせ、ストーキングに類する行為をしないこと。
- (7) 他者の名誉やプライバシーを侵害する又はその恐れのある行為をしないこと。
- (8) 他者の個人情報を収集する又はそれにつながる行為をしないこと。
- (9) 利用上知り得た個人情報を、本人の同意なく他者に提供しないこと。
- (10) 法令に違反して、他者の権利を侵害し、又は他者に経済的・精神的損害を与える

行為をしないこと。

(11) その他他者の人格権を侵害する又はその恐れのある行為をしないこと。

(12) 特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権・商品化権を侵害する又はその恐れのある行為をしないこと。

(13) その他他者の財産権を侵害する又はその恐れのある行為をしないこと。

(14) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはその恐れのある行為をしないこと。

(15) 政治活動や宗教活動を行わないこと。

(16) 法令等に違反する行為又は違反する恐れのある行為をしないこと。

(17) その他倫理的観点から問題のある行為又は公序良俗に反する若しくはその恐れのある行為をしないこと。

(18) 他者のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限する危険性のあるプログラムを含むデータを掲示等する行為をしないこと。

(19) 大量のデータの送付、有害なプログラムの送付、無権限によるデータの改ざんを行う行為をしないこと。

(20) その他地域ポータルサイトの運営を妨げる行為をしないこと。

2 前項のいずれかの規定又は本利用要領のその他の規定に違反する行為が判明した場合には、予告なく利用者としての資格停止、地域ポータルサイトの一時閉鎖などの措置をとることがあります。

(情報の開示)

第9条 運営管理者は、次に掲げる場合、利用者によって提供された情報を第三者に開示することがあります。

- (1) 法令によって提供が求められたとき
- (2) 法令上の手続きをとるために必要なとき
- (3) その他、サービス運営にあたって必要なとき

(情報の廃棄)

第10条 運営管理者は、利用者によって提供された情報を、利用者の同意なく廃棄することができるものとします。

(その他の留意事項)

第11条 利用者は、地域ポータルサイトを利用する際には、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 地域ポータルサイトで提供される情報には、広島市から提供するものに加え、地域ポータルサイトの利用者から提供される情報もあります。
- (2) 運営管理者は、地域ポータルサイトで提供される情報に関する問合せの全てに対応できるわけではありません。
- (3) 地域ポータルサイトで入手した情報については、利用者ご自身の判断で利用する

ようにしてください。

- (4) 社会の安全を乱すような情報、犯罪・不法行為・人権侵害に関わる情報、誤解・偏見をもたらす情報、精神的・肉体的危害を与えるような情報などの有害な情報が掲載されている場合は、運営管理者又は各地域のホームページの管理者までご連絡ください。

(費用)

- 第12条 地域ポータルサイトを利用するための費用はかかりませんが、パーソナルコンピュータやスマートフォンなど、地域ポータルサイトを利用するために必要となる情報機器、インターネット接続回線、インターネット接続やメール等の送受信にかかる通信料等は、全て利用者の負担となります。
- 2 地域ポータルサイトは、利用者の責任において利用いただくものです。よって、利用に起因または関連して生じた請求については、利用者の責任により利用者の費用負担で解決していただく必要があります。
 - 3 利用者が、第8条第1項の規定に違反するなどにより、広島市に損害を発生させた場合は、広島市は損害の賠償を当該利用者に求めることがあります。

(地域ポータルサイトの停止、変更及び終了)

- 第13条 地域ポータルサイトは、緊急的な障害及び保守等により、事前に通知をすることなく運用の停止をすることがあります。
- 2 地域ポータルサイトは、広島市の事情によりサービスを変更又は終了することがあります。
 - 3 地域ポータルサイトの停止、変更及び終了に関して、広島市は利用者及び第三者に対して一切の責任を負いません。

(免責)

- 第14条 地域ポータルサイトにより、利用者又は第三者が被った損害について、広島市は一切の責任を負いません。

(適用法及び専属管轄裁判所)

- 第15条 本利用要領の成立、効力、履行及び解釈並びに地域ポータルサイトを巡る広島市と利用者との間の法律関係については、全て日本法が適用されるものとします。
- 2 地域ポータルサイト又は本利用要領を巡って、広島市と利用者との間に紛争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合は、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。